

(9) 市町村振興総合補助金
(農業農村整備事業関係)

(市町村振興総合補助金メニュー事業) 豊かなふる里保全整備事業	事業主体 市町村 土地改良区等	所管課班 農山漁村なりわい課 中山間振興班
---	-----------------------	-----------------------------

趣 旨

農業・農村の有する多面的機能の発揮と都市との共生・対流が図られる豊かで魅力ある農村づくりに資するため、水田の有効利用や6次産業化、グリーンツーリズムの推進等、地域の多様なニーズに応じ、国庫補助事業を補完しながら農業生産基盤・農村環境基盤・農村交流基盤の整備及び調査計画を総合的に実施するもの。

※事業の変遷

市町村振興総合補助金

豊かなふる里保全整備事業 ← 豊かなふる里保全整備事業
(せせらぎの里整備事業と統合) せせらぎの里整備事業

←小規模土地改良事業
(統 合)

事業の内容

1 整備事業

(1) 農業生産基盤整備 (2) 農村環境基盤整備 (3) 農村交流基盤整備 (4) 特認事業

2 調査計画事業

採 択 基 準

事業は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 農業生産基盤整備は、「地域農業マスタープラン」等の各種計画に基づき、受益農地に主食用米の作付けはもとより、麦・大豆等の畑作物をはじめ加工用米、露地野菜やそばなど多様な作物を現に作付けしている又は作付けを計画しており、水田の有効利用が図られること。また、農村環境基盤整備及び農村交流基盤整備は、農業生産基盤整備と連携又は6次産業化やグリーンツーリズム等の推進が図られること。
- (2) 農業生産基盤整備については、受益戸数が2戸以上であり、かつ関係農家の権利移動や事業費負担を要する場合は、土地改良法に基づく事業認可を受けたもの又は受ける見込みが確実と認められること。
- (3) 総事業費が150万円以上5,000万円未満であること。なお、整備事業は150万円以上で3箇年以内、調査計画事業は125万円以上で2箇年以内であること。
- (4) 事業の施行者が市町村以外の場合は、市町村が総事業費の20%以上を施行者に助成すること。

事業種類の区分	工 種
1 整備事業	
(1) 農業生産基盤整備	ほ場整備、かんがい排水、農道整備、暗渠排水、客土、土壌改良及び農用地保全・造成
(2) 農村環境基盤整備	農業集落道整備、農業集落排水施設整備、公共施設保全整備、地域資源活用施設整備、集落防災安全施設整備、集落緑化施設・環境管理施設整備、せせらぎの里整備
(3) 農村交流基盤整備	集落農園・市民農園整備、遊歩道整備、交流施設整備 集落案内施設整備及び景観保全・修景施設整備
(4) 特認事業	知事が特に必要と認める施設の整備
2 調査計画事業	実施計画策定に必要な諸条件の調査、計画、設計等

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
	豊かなふる里保全整備事業事業	—	40以内	60以上 ※	

※施行者が市町村以外の場合は採択基準（４）を適用

(市町村振興総合補助金メニュー事業) 都市と農山漁村の 交流拡大事業	事業主体 市町村	所管課班 農山漁村なりわい課 交流推進班
--	----------	-------------------------

趣 旨

豊かな自然景観等を有する農山漁村を舞台とした、都市と農山漁村の多様な交流活動の拡大と関係人口の創出により、農山漁村の活性化を図るもの。

事業の内容

1 対象事業

(1) 人材育成に係る事業

講習会、研修会の開催等により、実践者の質的向上と新しく取り組む実践者の育成等を図る事業。

(2) 都市農村交流・関係人口拡大に係る事業

農泊、教育旅行、インバウンド、援農ボランティア、世界農業遺産関連による、都市農村交流の推進や、都市企業、団体、人材との連携により創出される、農山漁村の関係人口拡大の推進関する事業

2 対象経費

対象事業の実施に要する経費

3 事業実施期間

平成 16 年度～令和 7 年度

4 補助金限度額

50 万円以上／1 事業実施主体

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
県 営	都市と農山漁村の交流拡大事業	—	50	50	